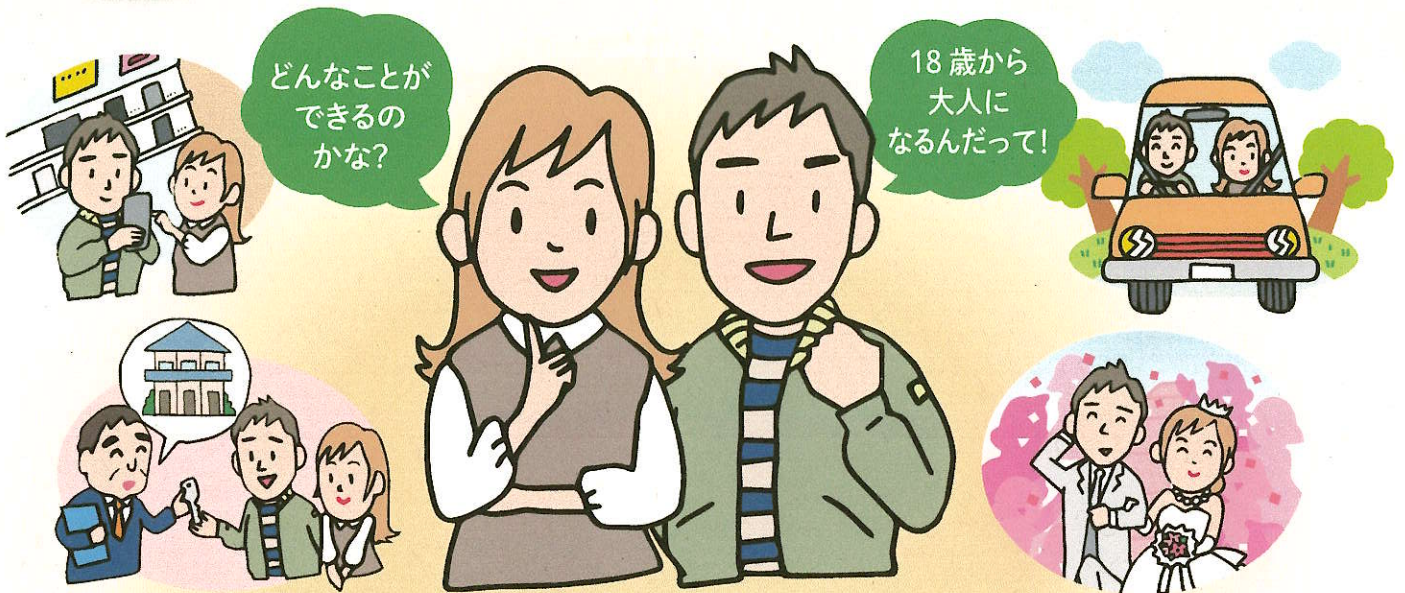


暮らしナビ

若者向け
特集号

18歳から「大人」!

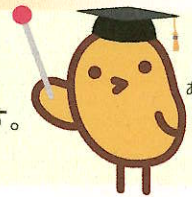
～ 真に自立した消費者になろう～



どんなことができるのかな?

18歳から大人になるんだって!

民法改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引下げられました。
 18歳(成人)になると、自分の判断だけで様々な契約ができるようになります。
 誰とどのような内容で契約するかは、自由に決めることができますが、守るべき義務も発生します。
 「18歳から大人」として行動できるよう心構えをしておきましょう。



あい暮らしWEB
キャラクター
ピッピ

18歳になったらできること

●保護者の同意なしに契約できる

例えば...

- ・スマートフォンを契約する
- ・クレジットカードを作る(作成には審査があります)
- ・アパートを借りる
- ・車のローンを組む など

●その他にできるようになることの例

- ・男女ともに18歳で結婚できる
- ・公認会計士、司法書士などの国家資格が取れる など

20歳にならないとできないこと

- 飲酒、喫煙する
- 公営ギャンブル(競馬・競輪・競艇・オートレース)の投票券を買う など



学校での消費者教育を応援します!

小・中学生向けの消費者教育教材

小・中学生向けの消費者教育教材「かしい消費者のススメ」を作成し、県内の小・中学校へ配布しました。

消費者教育の専門家を講師として学校に派遣し、当該教材を活用した出前授業を無料で実施していますので、あわせてご利用ください。

愛知県 かしい消費者のススメ 検索



消費者教育講師派遣のご案内

学校などにおける消費者教育を推進するため、授業や学年集会、教員やPTAの研修会などへ、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの講師を無料で派遣しています。ぜひ、ご利用ください。

愛知県 消費者教育 講師 検索



映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出をしています。

学校での授業や研修、地域のイベント、学習会などでぜひ、ご利用ください。

愛知県 消費者教育DVD 検索



18歳からの大人大作戦!!!の配信

成年年齢引下げに伴う注意点を広く呼びかけるメッセージ動画「18歳からの大人大作戦!!!」をYouTubeで配信しています。

県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」等を取り上げて注意を促すとともに、困った時の消費者ホットライン「☎188(いやや!)」を、キャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画です。

学校での授業等でぜひ、ご利用ください。



あいち暮らしWEB・あいち暮らしっく

●消費生活情報サイト「あいち暮らしWEB」
楽しく学べる消費者教育教材等を掲載しています。

- ・動画で学ぶ「かしい消費者市民になるう!」
- ・マンガでわかる「相談窓口へ行こう!!」など



あいち暮らしWEB 検索

●消費生活情報「あいち暮らしっく」

悪質商法の注意喚起をはじめ、消費者事故やエシカル消費など、幅広い消費生活情報を掲載しています。

あいち暮らしっく 検索



消費者教育オンライン講座の動画配信

高等学校等の授業や家庭学習用としてご利用いただくため、成年年齢引下げや契約などをテーマとした講座を、YouTube上に開講しています。

愛知県 消費者教育 YouTube 検索



消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」

県及び市町村の消費生活相談窓口には、消費生活に関する様々な相談が多く寄せられています。

消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」では、消費者被害の未然防止を図ることを目的にその時々具体的な相談事例を紹介し、消費者トラブルに対する注意を喚起しています。

あいちクリオ通信 検索



X(旧Twitter)、YouTubeによる情報発信

X(旧Twitter)、YouTubeでも、「消費生活情報 あいち暮らしWEB」として、消費生活に関する情報の発信を行っています。

[X(旧Twitter)] [YouTube]



お問合せはお気軽に、愛知県県民生活課 ☎052-954-6603まで!

暮らしのお役に立ちます
消費生活相談窓口のご案内

消費者
ホットライン ☎188(いやや!)

身近な相談窓口につながります。

安易な承諾や支払い、あいまいな返事はトラブルのもとです。「うますぎるもうけ話に注意する」「必要がなければはっきり断る」など日頃から心がけ、少しでもおかしいと思ったら、家族や下記の窓口にご相談しましょう。

あなたの最寄りの消費生活相談窓口

大府市消費生活センター ☎(0562)45-4538

毎週月・火・水・木曜日(ただし、休日、12月29日から翌年1月3日までの日は除く)
午前9時30分~午後0時30分/午後1時30分~午後3時30分(受付は午後3時まで)

愛知県消費生活総合センター(消費生活相談・多重債務相談) ☎(052)962-0999

●受付時間 月~金 9:00~16:30 土~日 9:00~16:00

※国民の祝日等の休日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。
ただし、年末年始を除き、土曜日及び日曜日消費生活相談を行っています。